

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成30年3月29日～平成30年4月27日 (イネ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
グルテリンプロモーター誘導型 nfGluA2蓄積イネ；(nfGluA2、2mALS、Oryza sativa L.) (OsNV3、OsNV8)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
グロブリンプロモーター誘導型 nfGluA2蓄積イネ；(nfGluA2、2mALS、Oryza sativa L.) (OsNV2、OsNV4)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省及び文部科学省のホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成30年3月29日から平成30年4月27日まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	15件
整理した意見数	3件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 生物多様性への影響関連	<p>遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種等と交雑してしまうおそれや、遺伝子組換えイネがすき込みにより完全に不活化されないおそれがあり、周辺の生態系への悪影響等を想定し、拡散防止措置を執らずに使用等を行うことはやめるべきである。</p>	<p>本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。）に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>
2. 第一種使用規程の承認について	<p>競合における優位性、有害物質の産生性については十分な科学的データに基づいていること、交雑性については、我が国における影響を受ける可能性のある野生植物が特定されなかったことから、第一種使用規程に従って使用等した場合に生物多様性影響が生ずる恐れはないとした判断は適切と思われる。</p> <p>消費者・生産者の利益に資する遺伝子組換えイネの実用化については、新たな産業創出にもつながるため、速やかな第一種使用の承認と、実用化を目指した研究推進をお願いします。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、法に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされています。</p> <p>これらの手順については、今後とも適正な対応に務めてまいります。</p>
3. その他	<p>遺伝子組換えイネ及びその栽培に反対する。</p>	<p>本申請は、遺伝子組換えイネの限定された場所・期間における研究利用に係るものであり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第98号）に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>

○今回の意見募集の対象としていた事項ではないものについては、個別の回答はいたしません。貴重な御意見として承ります。